

岡山市火災予防条例の一部改正に伴うパブリックコメント の概要について

1 改正の背景

国は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書で、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部を改正することとしました。

本市でも、林野火災予防のため、国の通知を基に、令和8年4月1日の施行に向けて、岡山市火災予防条例の一部改正をするものです。

2 主な改正内容について

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第30条)

- ア 火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしたこと。
- イ 火災に関する警報の発令中における屋内の裸火の使用に係る制限について、住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、廃止したこと。

(2) 林野火災に関する注意報の創設(第30条の8)

- ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとしたこと。
- イ 林野火災に関する注意報が発せられたときは、解除されるまでの間、本市の区域内に在る者は、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に従うこととする努力義務が課されたこと。
- ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該努力義務の対象となる区域を指定することができるとしたこと。

(3) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第30条の9)

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるとしたこと。

(4) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出(第55条)

- ア 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火を含むことを明記したこと。
- イ 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるとしたこと。

3 施行期日

令和8年4月1日施行を目指して、本条例に係る議案について、令和8年2月議会定例市議会への提出を目指します。

4 その他

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)」の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定める等の改正を、2に記載した改正と併せて行う予定です。